



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？

「もの言う」自由を守る会
ニュース 4号

2017年2月5日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

大垣警察市民監視違憲訴訟 提訴！

第1回口頭弁論 3月8日(水) 10時

岐阜地方裁判所 301号法廷にて！

《裁判所前集会・口頭弁論・報告集会を行います。ご参加ください。》

- 9時半～ 裁判所前集合
- 10時～ 第一回口頭弁論 岐阜地裁 301号法廷
- 10時45分～報告集会 岐阜県弁護士会館3F ホール

昨年12月21日、岐阜地方裁判所に訴状を提出しました。当日は、約50人の支援者の方にお集まり頂き、勢いのある提訴行動となりました。厚く御礼申し上げます。

秘密保護法を強行に成立させた安倍政権は、今国会に過去三度も廃案になった「共謀罪」を上程しようとしています。「もの言えば唇寒し」の世の中が作られていくのを見過ごすことはできません。私たちは「共謀罪」に反対する多くの市民の闘いに連帯する中で、憲法が国民に保障する自由及び権利を、しっかりと裁判所に認めさせていきたいと思います。

3月8日の口頭弁論に是非ご参加ください。今後一層のご支援、ご協力をお願いいたします。



「もの言う」自由を守る会
会員募集中！

《会費・カンパ振込先》
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

警察による市民運動への干渉・監視を許さない！

弁護団長 ごあいさつ

大垣警察市民監視違憲訴訟がいよいよ始まります。2014年7月24日付け朝日新聞の報道以来、県警及び公安委員会への抗議・要請活動、警察が収集している個人情報の開示請求、地方公務員法違反（守秘義務違反）での告発などに取り組んできましたが、そこで明らかになったことは、警察（公安警察）が市民運動を敵視し、これを妨害する意図のもとに、組織的に、日常的かつ長期的に、個人に関する情報を収集・管理し、警察の意に沿う者たちとの情報交換を行ってきたということです。まさに、警察による市民監視以外の何物でもありません。市民運動は、憲法が保障する「表現の自由」の行使であり、市民監視はこの表現の自由に対する制約に他なりません。

2015年に沸き起こった戦争法に反対する集会やデモの高揚は、日本社会における市民運動の活性化を示すものと言えます。しかし他方で、これを押しとどめようという動きもまたあります。その1つが公権力による市

民運動の抑圧であり、それを可能とするための監視です。監視は、市民運動という表現活動に対して、事前抑制のそのさらにはるか前段階において行われているところに特徴があります。「監視」を許すのかどうかは、自由と民主主義をめぐるせめぎあいと言えます。本件は、そのようなせめぎあいの中での事件であり、従って、単に一地方での事件ではなく、日本社会全体の問題だと言えます。警察の行う情報収集活動に一定のタガを嵌めることができるのかがこの訴訟の目的の1つと言えます。

当事者と弁護団はそのような自覚のもと、訴訟に取り組んでいく決意です。ぜひともご支援をお願いいたします。（弁護士 山田秀樹）



弁護団事務局体制のご案内

- 団長 山田秀樹弁護士（弁護士法人ぎふコラボ）
- 副団長 岡本浩明弁護士（弁護士法人岐阜合同法律事務所）
- 事務局長 小林明人弁護士（弁護士法人ぎふコラボ）
- 事務局 井上卓也弁護士、山本妙弁護士（弁護士法人ぎふコラボ）

弁護団員の紹介（事務局長）

この裁判に答えを出すのは皆さんです

本件のように困難な事件に取り組むことは、弁護士の仕事や生活に少なからず影響を与えます。それは原告団にとっても同じことで、弁護士以上に大きな影響を受けていることと思います。しかし、事件の社会的意義にやりがいを感じて、われわれは鋭意提訴の準備に取り組んでまいりました。事務局長として



は、財源のない弁護団に参加してくれる若い弁護団員の志の高さには、特に頭の下がる思いがします。

長い闘いの中では辛い局面も度々訪れるでしょう。しかし、裁判を応援する世論の高まりを感じることができれば、原告団・弁護団はモチベーションを高く保つことができます。法廷傍聴の参加者、「もの言う」自由を守る会の会員と活動の拡大こそが、われわれを励まし、難局を乗り越える活力を与えてくれるでしょう。

この裁判で問われている問題に答えを出すべき主体は、裁判所ではなく、皆さん市民であるべきです。支援の輪を全国に広げ、警察の横暴に怒る市民の声を裁判所にしっかり伝え理解させることで、必ず勝機を掴んでいきましょう。

（弁護士 小林明人）

お願い 裁判闘争を支えて下さい

長期にわたる裁判となります。どうか皆さまのお力で裁判闘争を支えて下さい。

- ・「もの言う」自由を守る会の会員になって下さい
- ・裁判を傍聴して下さい
- ・カンパをよろしく
- ・広めて下さい
 - ◇ 周囲の人に伝えて下さい
 - ◇ 署名を集めて下さい
 - ◇ 学習会を設定して下さい

お集まり下さい！！

「もの言う」自由を守る会 第2回総会&記念講演

日時 4月22日（土）14:00～16:30

場所 スイトピアセンター6Fかがやき活動室

第1部 総会（14:00～）

第2部 記念講演（15:00～）

「超監視社会の到来に抗して闘う」（仮題）

山田秀樹・弁護団長

原告からの ごあいさつ

三輪唯夫



上鍛冶屋自治会で「風力発電施設反対」の声を上げると警察がその声を潰そうと、業者に個人情報を見せて指南する。住民が生活を守る声を潰そうとする卑劣な方法である。これでは自治は成り立たず日本の根幹

が崩壊する。警察権力は政治・行政にものを言わないで物事を謙虚に受け止める、それが警察法2条2項ではないか。この裁判は日本の自治、根幹を問い、同時に警察法の運用、個人情報の運用のあり方を問う裁判です。

長い戦いになると思いますが、皆様の支援をよろしくお願いします。

松島勢至



親鸞聖人は「念仏する人は、この世の悪しきこと、この身のあしきことをいとすてん、しるしがある」と言われます。信心とは自分の生き方を訪ねることです。どう

いう世界を生きようとしているのかと社会から私が問われています。無三悪趣きの世界、戦争と飢えと監視の無い世界を願って裁判に臨みたいと思っています。共に！

近藤ゆり子



警察が、ある個人の”政治的”表現行為に目を付けて、監視し、情報を収集して蓄積する、その情報を、市民運動潰しに使う—どう考えても

「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉」（警察法2条2項）です。戦争法が施行される中、「共謀罪」がまたもや登場しているととてもキナ臭い状況です。だからこそ、この裁判を通じて、憲法13条、21条1項によって保障される「表現行為人格権」という新しい人権の確立の第一歩にしていきたい、とワクワクしています。

船田伸子



私は、長年「ぎふコラボ」法律事務所に勤務し、その事務局長として誠実に仕事をしてきたつもりです。また、憲法を守る運動に参加し、特に福島原発事故後は、住民の命、土地、全てを奪う原発の反対運動に参加してきました。

私は、誠実に仕事をしてきたこと、正しいと思うことに声を上げたことについて、警察から犯罪者であるかのように監視され、情報を提供されたことで仕事への誇り、生き方を否定された気がします。

「もの言えぬ」社会がまたやってくる。その行き着く先は・・・。

いま、みんなの力で止めなければならないと思っています。

「大垣警察市民監視事件」とは？

風力発電建設をめぐる、大垣警察が勉強会を開くなどした地元住民と、脱原発活動や平和運動をしていた市民らの氏名、学歴、職歴、病歴など個人情報を建設事業者である中部電力子会社シーテック社に情報提供していたことが明るみにでた事件。2014年7月24日朝日新聞による一面トップのスクープでした。

後の証拠保全手続きで「議事録」の全容が明らかになり、大垣警察が大企業である中部電力と協力して、情報交換し、事前に市民運動つぶしを図ったことがわかりました。

議事録では、地元住民だけでなく、住民運動に関わりのある「弁護士法人ぎふコラボ」の動向を監視し、同事務所が毎年行なっている憲法集会のチラシやその内容、ホームページも資料として添付されており、事務所を中心にした脱原発運動や憲法を守る運動を危険視、活動の中心となっていた事務所の事務局長(当時)ら、運動に関わる人物をピックアップして監視していたことが判明しました。